

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和7年7月31日(木) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室 第一研修室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>5番委員 長谷川豊司 9番委員 井原 一成 16番委員 美間 亮 18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 宮本 忠佳 4番委員 山本 美香 14番委員 鈴木 隆大</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について</p> <p>第2号議案 2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第5号議案 非農地証明願の審議について</p> <p>第6号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 6. 農地法第3条許可の取消について 7. 転用許可の訂正について(5条許可) 8. 農地法第3条許可の取下げについて

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和7年7月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号8番久米裕純委員と、議席番号18番岡茂委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。

第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について説明いたします。本日机の上にお配りしております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。まず、第1号議案につきましては、法により地域計画を策定又は変更するときは、市町村はあらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他関係者の意見を聴かなければならないとされております。この規定に基づき、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年6月申請分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は記載のとおりで、川内・多家良地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。なお、多家良地区については、除外案件として他に2件、市ホームページに掲載されておりますが、農振除外と合わせて意見を求めるということで、川内1件、多家良1件となっております。

今後のスケジュールですが、8月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、9月1日に地域計画変更公告となります。地域計画変更後、農地転用の申請が可能となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんも郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われま。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等はありませんか。

それでは特にないようございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、案に異議なしとして承認することといたします。

続いて第2号議案、2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について

の審議を開始します。この政策提案は、徳島県農業会議が、市町村の農業委員会の意見をとりまとめて県知事に提言するものでございます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、第2号議案、2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案(案)について説明します。当委員会からの意見提出は、県農業会議に対して行います。農業会議では、各市町村農業委員会が提出した意見を取りまとめのうえ、9月下旬から10月上旬までの間に、県知事に対して提言書の提出を行う予定です。では説明します。

国に対し知事から提言や要請いただきたいことの(1)適正な農産物販売価格の共有、又は経営安定化への取組みということで、読ませさせていただきます。

—— 第2号議案 1-(1) 朗読 ——

という意見としております。一段落目は、説明の必要はないと思います。二段落目、また、農業政策や…からの部分ですが、今の農業政策は特に農地集積・集約化、ということで我々の必須業務にもなっておりますものの、なかなか受け手がおらずに貸したい売りたい農地リストもどんどん箇所数、面積、増えております。やはり、コスト高騰の価格転嫁が出来てなく、儲からないことが根本の原因ではないかと考えます、ということ。三段落目、改正食料・農業・農村基本法が令和6年6月5日に施行され、基本理念の一つに食料の合理的な価格の形成がうたわれました。現在、食料システム関係者で構成される適正な価格形成に関する協議会というのを立ち上げて、適宜会議を開催しているとのこと。この動きを確実にまたスピード感をもって進めていく、もしくは難しい場合は所得補償などの政策によりコストの補填をしていただきたい、という内容にしております。

続いて(2)番適正な転用事業継続への措置ということで、読ませさせていただきます。

—— 第2号議案 1-(2) 朗読 ——

これは、令和元年、2年、5年と、過去に何回か提言をした内容になります。令和6年度から、6か月ごとの報告が3年間義務付けられることになりましたが、3年経過後においても、許可したとおりの継続するような仕組みづくりをもとめる、ということです。

続いて2ページになります。次年度以降の県農業施策に反映いただきたいことについてです。(1)稲作への支援と施策の情報提供ということで、読みます。

—— 第2号議案 2-(1) 朗読 ——

一段落目、二段落目までは説明の必要はないと思います。三段落目、こうした中、…からでございますが、経営所得安定対策というのは、いわゆる転作の事業のことで、これまで実質上の主食用コメの減反政策が進められてきました。また、県の単独事業についても、県がこれまで園芸品目に力を注いでいたこともあり、私の経験則でもそうなんですが、水稻に対する支援事業、例えば農作業の請負に使う機械の購入経費なんかは、昔は共同利用で、機械能力の妥当性などが計画としてきちんと固められておれば、補助事業も乗れたりしたのですが、10年くらい前には、水稻はそもそもダメですみたいな回答をうけるようになって、非常に水稻には補助事業は厳しくなった現状もあります。最後の段落になりますが、政府はこの度、コメ増産の方針を打ち出し、2027年度から水田政策を根本的に見直す方針を示しております。今後はこれら具体的施策の情報提供を末端まで適正にさせていただくとともに、県においてもその支援強化をお願いするものでございます。

以上で、第2号議案の説明を終わります。提出後にどれだけ県農業会議が採用し、まとめていただけるかはわかりませんが、本市農業委員会の意見として提出させていただきますので、よろしく御審議お願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、何か御意見、御質問はありませんか。
それでは、特に御意見がないようですので採決いたします。第2号議案、2026年度徳島県重点農業施策に関する政策提案については、原案とおりの内容で提出することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については承認することに決定いたしました。この県知事への提言結果については、県農業会議から報告があり次第、総会の場で報告したいと思います。

それでは、これより農地議案の審議に入ります。第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後27aに至り、譲受人は対象地において、水稻やハーブの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後68aに至り、譲受人は対象地において、すだちの栽培を行うとのことです。

3番は、貸人から借人へ、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。契約期間は許可日から20年間です。借受人の耕作面積は、許可後138aに至り、借受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後41aに至り、譲受人は対象地において、竹の子やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を死因贈与により所有権を移転するものです。受贈者が亡くなっているため相続人が譲受人となります。譲受人の耕作面積は、許可後39aに至り、譲受人は対象地において里芋やきゅうりの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後95aに至り、譲受人は対象地において人参の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農地9筆の持分1/6を贈与により所有権を移転するものです。贈与後は譲渡人の持分は3/6→2/6に、譲受人の持分は0→1/6となります。譲受人の耕作面積は、許可後141aに至り、譲受人は対象地において、水稻やさつまいもの栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後456aに至り、譲受人は対象地において、水稻やさつまいもの栽培を行うとのことです。

いもの栽培を行うとのことです。

9番は、譲渡人から譲受人へ、農地13筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後497aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後51aに至り、譲受人は対象地において、里芋やたまねぎの栽培を行うとのことです。

11番は、譲渡人から譲受人へ、農地10筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後525aに至り、譲受人は対象地において、水稻やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後454aに至り、譲受人は対象地において枝豆やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

13番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後233aに至り、譲受人は対象地において、枝豆やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

14番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後87aに至り、譲受人は対象地において、人参の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上14件で、対象地は、田33,815㎡、畑7,789.83㎡、合計41,604.83㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御開きください。

まず、地域計画との関係ですが、今月の5条許可申請は、1番から3番案件までが地域計画策定以前の10年間、平成27年1月1日から令和7年3月31日まで全て農振除外済みであり、地域計画からの除外が必要ないことを確認しております。4番案件につきましては一時転用であるため農振除外及び地域計画からの除外が必要ないことを確認しております。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建築工事業を営んでいる借人が、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人が宅地の敷地拡張で露天駐車場及び家庭菜園に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建設業を営んでいる借人が、露天駐車場及び露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、申請地に隣接する徳島県立国府支援学校体育館棟新築工事を請け負っている借人が露天駐車場及び露天資材置場及び仮設事務所として許可日から令和8年9月30日まで一時転用しようとするものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である1番、3番、4番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は全4件で、地目は、田3,619㎡、畑2,683㎡で、合計6,302㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地529㎡、駐車場・資材置場5,773㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月22日の午前10時から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、山本推進委員と私の委員3名、転用者側2名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、大松町上野神にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、建築工事業を営む借人が、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、クラッシャーランで盛土して、転圧整地をします。排水については、雨水のみであり、地下浸透させるとのことです。管轄する土地改良区の意見書及び排水同意書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、また、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして3番、4番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月16日の午後2時30分から、3番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名と事務局2名の合計5名です。

申請地は、国府町中字丈反田にあり、第2種農地に区分されるとのことです。申請者は申請地の賃貸借権設定を行い、露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。転用者は、申請者が代表取締役を務める会社で建設業を営んでおり、本社敷地で資材置場を使用していましたが、現に利用している資材置場では資材や車両の置場が不足しており、また、場所が住宅密集地にあり、近隣への騒音に対して配慮が必要で

あるため、申請地を転用しようとするものです。造成については、市道と同じ高さにし、盛土と砕石敷きにするとのこと。排水については、雨水のみで地下浸透とし、大雨時の土砂の流出を防ぐため、西側水路に雨水柵を2個新設して排水する計画で、地元土地改良区からの意見書が提出されています。進入路は西側の既存の市道から出入りを行い、安全対策も十分に行う予定です。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、国府地区の委員は、一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。

続きまして、今月22日の午後2時より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、美間推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町中字高畑にあり、第2種農地に区分されるとのこと。今回の申請は、土地の所有者と借人との間で賃貸借権を設定し、露天駐車場及び露天資材置場及び仮設事務所に転用しようとするものです。借人は、対象地付近で建築工事を請け負っており、作業員の駐車場及び資材置場及び仮設事務所として令和8年9月末まで一時転用するものです。農地に復元しやすいように造成は行わず、ブルーシートを全面に敷き、その上に鉄板を置く計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び北側水路に放流することによって地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、国府地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、1番、2番、3番案件を許可し、4番案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、1番、2番、3番案件を許可し、4番案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。申請地は昭和57年代頃から居宅・倉庫として利用されているとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成16年3月5日撮影の航空写真があり、また、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は1件で、対象地は、田のみ1,631㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口俊廣委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書6ページを御覧ください。

全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われま。

今月は、賃貸借権が18件、使用貸借権が25件の合計43件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多々良地区8筆・3件、4番から10番が、勝占地区23筆・7件、11番と12番が、入田地区4筆・2件、13番が、不動地区3筆・1件、14番から20番が、応神地区15筆・7件、21番と22番が、川内地区3筆・2件、23番から39番が、国府地区42筆・17件、40番と41番が、南井上地区13筆・2件、42番と43番が、北井上地区2筆・2件となっております。

権利設定については以上で、田13筆16,377㎡、畑100筆100,211.03㎡の合計113筆116,588.03㎡となります。第6号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは報告事項について説明します。

議案書13ページから15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得4件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。

議案書17ページと18ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。8件受理しました。

議案書19ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件受理しました。

議案書20ページを御覧ください。5番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出の受理についてです。1件受理しました。

議案書21ページを御覧ください。6番は、農地法第3条許可の取消についてです。1件取り消しました。

議案書22ページを御覧ください。7番は農地の転用の訂正（5条許可）についてです。1件訂正しました。

議案書23ページは御覧ください。8番は農地法第3条許可の取下げについてです。1件受理しました。

今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は8月29日金曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願い致します。ありがとうございました。